

**ASBJ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する
意見提出(2026.2.4)**

ASBJ（企業会計基準委員会）は、わが国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取り組みの一つとして、金融資産の減損に関して、国際的に導入されている予想信用損失モデルを取り入れた会計基準を開発すること等を提案する公開草案を 2025 年 10 月 29 日に公表した。

経理委員会では、予想信用損失を算定する範囲については基本的に同意する一方、国際基準との比較可能性の観点からも金融資産の分類と測定に係る基準開発に向けた速やかな対応を求める旨の意見等を取りまとめ、2026 年 2 月 4 日、ASBJ に提出した。

政一発 第 90 号

2026 年 2 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見提出の件

以下は、企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」と言う。）に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会（以下「当会」と言う。）のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。

質問 1 — 開発にあたっての基本的な方針に関する質問

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ 2 及びステップ 3）」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ 4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては注記を省略できる（金融商品会計基準(案)40-2 項及び予想信用損失適用指針(案)93 項）とされている。連結ベースの開示・比較が主流となっている現在において、単体まで国際的に比較可能な会計処理を求める必要があるのか（IFRS 会計基準を採用している会社は連結財務諸表において IFRS 第 9 号を適用済であり、国際的な比較可能性は十分に測れる）。この点、連単一致の基準の採用が ASBJ における基本方針であることは理解するが、実際に採用するかは個々の基準で判断されるものと理解しており、コストベネフィットにつき改めて確認願いたい。

質問 2 — 範囲に関する質問

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

予想信用損失を算定する範囲については、IFRS 会計基準との差異が依然残っているものの提案には同意する。但し、国際基準との比較可能性の観点からも金融資産の分類と測定に係る基準開発は速やかにご対応頂きたい。

質問 3-1 — 信用リスクの著しい増大の判定に関する質問

本公開草案における債権等の発生認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

簡素化された方法においては、原則として債務者単位で信用リスクの著しい増大の判定を行うが、個別債権を対象とした訴訟や担保の存在を理由として、債務者単位での信用格付けと個別債権等の信用リスクが明らかに異なる場合がある。このような場合においても、簡素化された方法に基づいた処理を行うと「適切な引当水準の確保」という本基準の目的を達成できない虞がある事から、債務者単位での信用格付けと個別債権等の信用格付けが明らかに異なる場合においては、原則的な方法に従って対象の個別債権の信用リスクの著しい増大に関する判定を行う事を認めるべきと考える。

質問 8 — その他

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

個別財務諸表における子会社宛債権（及び子会社宛金融保証契約）についても例外なく、予想信用損失モデルの適用が要請されている。親会社の支配下にあり、実質的なデフォルトリスクが極めて限定的な子会社宛債権は、将来予測に基づく引当計上の意義がそもそも乏しいと考えられる。その上、連結財務諸表において連結消去される内部取引に対して、個別財務諸表作成の目的のためだけに算定モデルの構築やシステム改修を強いることに繋がり、実務負担が便益を大きく上回ることも想定される。以上より、単体・連結で財務諸表はそれぞれ目的が異なるとはいえ、個別財務諸表において子会社宛債権（及び子会社宛金融保証契約）に予想信用損失モデルを適用することは、利用者の予測価値・確認価値に資するかは疑問であり、子会社宛債権（及び子会社宛金融保証契約）については例外的に適用除外とする等の緩和措置の導入につき、ご検討願いたい。

以 上

一般社団法人日本貿易会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

霞が関コモンゲート西館20階

経理委員会委員会社

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社